

## 介護保健施設サービス利用料金表

(介護老人保健施設 国府の里)

令和6年6月1日現在

〈入所基本利用料（1日あたり）〉 ※入所基本利用料については介護保険負担割合証の1割負担相当分の表示  
従来型個室利用の場合【基本型】

区 分	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1日につき	717円	763円	828円	883円	932円
月額(30日)	21,510円	22,890円	24,840円	26,490円	27,960円

多床室利用の場合【基本型】

区 分	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1日につき	793円	843円	908円	961円	1,012円
月額(30日)	23,790円	25,290円	27,240円	28,830円	30,360円

従来型個室利用の場合【在宅強化型】

区 分	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1日につき	788円	863円	928円	985円	1,040円
月額(30日)	23,640円	25,890円	27,840円	29,550円	31,200円

多床室利用の場合【在宅強化型】

区 分	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1日につき	871円	947円	1,014円	1,072円	1,125円
月額(30日)	26,130円	28,410円	30,420円	32,160円	33,750円

個室利用の場合【その他型】

区 分	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1日につき	703円	748円	812円	865円	913円
月額(30日)	21,090円	22,440円	24,360円	25,950円	27,390円

多床室利用の場合【その他型】

区 分	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1日につき	777円	826円	889円	941円	991円
月額(30日)	23,310円	24,780円	26,670円	28,230円	29,730円

〈各種加算（該当する場合に加算されます）〉

区 分	費 用	内 容
夜勤職員配置加算	24 円 (1 日につき)	夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が、別に厚生労働大臣の定める施設基準に適合している場合
短期集中リハビリテーション実施加算 (I)	258 円 (1 日につき)	入所者に対して、医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が、その入所の日から起算して 3 ヶ月以内の期間に集中的にリハビリテーションを行った場合 また、原則として入所時及び 1 ヶ月に 1 回以上 ADL 等の評価を行うとともにその評価結果等の情報を厚生労働省に提出し、必要に応じてリハビリテーション計画を見直している場合
(II) (いずれか一つ)	200 円 (1 日につき)	入所した日から起算して 3 ヶ月以内の期間に集中的にリハビリテーションを行った場合 また、算定終了後 3 ヶ月以内に病院に入院され、再入院となった場合 (定められた入院期間・状態に該当する方のみ)
認知症短期集中リハビリテーション実施加算 (I)	240 円 (1 日につき)	認知症であると医師が判断した入所者で、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合していると届け出た施設において、入所者が退所後生活する居宅又は社会福祉施設等を訪問、リハビリテーション計画を作成し、集中的なリハビリテーションを個別に行った場合 ※1 週に 3 日を限度として算定。算定期間は入所後 3 ヶ月以内
(II) (いずれか一つ)	120 円 (1 日につき)	(I) のうち訪問を行わなかった場合 ※1 週に 3 日を限度として算定。算定期間は入所後 3 ヶ月以内
認知症ケア加算	76 円 (1 日につき)	介護を必要とする認知症の入所者に対して介護老人保健施設サービスを提供した場合
外泊時費用	362 円 (1 日につき)	外泊された場合に、外泊初日と最終日以外の日については、所定単位数に代えて左記金額を算定(月 6 日を限度)
外泊時在宅サービス利用費用	800 円 (1 日につき)	退所の見込みがあり試行的に退所し居宅サービスを提供した場合に、退所に係る初日と最終日以外の日については、所定単位数に代えて左記金額を算定(月 6 日を限度)
ターミナルケア加算	亡くなられた日 1,900 円 (1 日につき)	医師が医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した入所者で、入所者又は家族等の同意を得て、「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容に沿ったターミナルケアに係る計画を作成し、医師、看護師、管理栄養士、介護職員、支援相談員等が共同しターミナルケアが行われている場合
	亡くなられた日の前 2～3 日 910 円 (1 日につき)	
	亡くなられた日の前 4～30 日 160 円 (1 日につき)	
	亡くなられた日の前 31～45 日 72 円 (1 日につき)	
在宅復帰・在宅療養支援機能加算 (I)	51 円 (1 日につき)	一定期間の在宅に退所された方割合や平均在所日数等、別に厚生労働大臣が定める基準に適合した場合
高齢者施設等感染対策向上加算 (I)	10 円 (1 月につき)	第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等対応を行う体制を確保していること。協力医療機関との間で新興感染症以外の一般的な感染症の発生時等の対応を取り決めるとともに、感染症の発生時等に協力医療機関等と連携し適切に対応していること。診療報酬における感染対策向上加算又は外来感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関又は地域の医師会が定期的に行う院内感染対策に関する研修又は訓練に 1 年に 1 回以上参加していること
(II) (いずれか一つ)	5 円 (1 月につき)	診療報酬における感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から、3 年に 1 回以上施設内で感染者が発生した場合の感染制御等に係る実地指導を受けていること

新興感染症等施設療養費	240 円 (1日につき)	入所者が別に厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に相談対応、診察、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した入所者に対し、適切な感染対策を行ったうえで、該当する介護サービスを行った場合に、1ヶ月に1回、連続する5日を限度として算定する ※現時点において指定されている感染症はない
業務継続計画未実施減算	所定単位数の100分の3に相当する単位数を減算	※下記の基準に適合していない場合に減算 ・感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定すること ・当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること
高齢者虐待防止措置未実施減算	所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算	※虐待の発生又はその再発を防止するための下記の措置が講じられていない場合に減算 ・虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること ・虐待の防止のための指針を整備すること ・従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること ・上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと
初期加算 (Ⅰ)	60 円 (1日につき)	入所した日から起算して30日間のみ ・当該介護老人保健施設の空床情報について、地域医療情報連携ネットワーク等を通じ、地域の医療機関に定期的に情報を共有していること ・当該介護老人保健施設の空床情報について、当該介護老人保健施設のウェブサイト定期的に公表するとともに急性期医療を担う複数医療機関の入退院支援部門に対し、定期的に情報共有を行っていること
(Ⅱ) (いずれか一つ)	30 円 (1日につき)	入所した日から起算して30日間のみ
退所持栄養情報連携加算	70 円 (1回につき)	厚生労働大臣が定める特別食を必要とする入所者又は低栄養状態にあると医師が判断した入所者に対し、管理栄養士が退所先の医療機関等に対して、当該者の栄養管理に関する情報を提供した場合。ただし、栄養マネジメント強化加算を算定しない場合
再入所時栄養連携加算	200 円 (1回につき)	入所者が入院し、再入所する際に、厚生労働大臣が定める特別食を必要とし、入院先の管理栄養士と連携し栄養ケア計画を策定した場合
協力医療機関連携加算	協力医療機関が右記①～③の要件を満たす場合 100 円 (1月につき) それ以外の 場合 5 円 (1月につき)	協力医療機関との実効性のある連携体制を構築するため、入所者の現病歴等の情報共有を行う会議を定期的に開催した場合 (協力医療機関の要件) ①入所者等の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること ②高齢者施設等からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること ③入所者等の病状が急変した場合等において、入院を要すると認められた入所者等の入院を原則として受け入れる体制を確保していること
入所前後訪問指導加算 (Ⅰ)	450 円 (1回につき)	入所前から入所者の自宅等を訪問して退所を念頭に置いた施設サービスの策定と、診療方針の決定を行った場合
(Ⅱ) (いずれか一つ)	480 円 (1回につき)	入所前から入所者の自宅等を訪問して退所を念頭に置いた施設サービスの策定と、診療方針の決定にあたり、生活機能の具体的な目標を定め、退所後の生活に係る支援計画を策定した場合
試行的退所時指導加算	400 円 (1月につき)	入所期間が1月を超える入所者が居宅に試行的に退所する時、入所者及びそのご家族に対し、退所後の療養上の指導を行った場合 (試行的に退所した月から3月間)
退所時情報提供加算 (Ⅰ) 入所者が居宅へ退所した場合	500 円 (1回につき)	退所後の主治医に対し診療上の情報提供を行った場合
(Ⅱ) 入所者が医療機関へ退所した場合	250 円 (1回につき)	

入退所前連携加算 (I)	600 円	入所予定日の前後 30 日以内に、退所後利用希望する居宅介護支援事業所と連携し、居宅サービス等の利用方針を定め、(II)の要件を満たした場合
(II) (いずれか一つ)	400 円	入所期間が 1 月を超え、退所に先立って、入所者が利用希望する居宅介護支援事業者に必要な情報を提供し、その事業者と連携して居宅サービスの調整を行った場合
栄養マネジメント 強化加算	11 円 (1 日につき)	低栄養状態のリスクの高い入所者に対し、栄養ケア計画に従い食事の観察を週 3 回以上実施し、栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、フィードバックを受け適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合
経口移行加算	28 円 (1 日につき)	経管栄養の入所者に、経口摂取を進めるために、医師の指示に基づく栄養管理及び支援を行った場合 (同意を得た日から起算して 180 日間)
経口維持加算 (I)	400 円 (1 月につき)	著しい誤嚥が認められる入所者で、継続して経口による食事の摂取を進めるために計画を作成し、管理栄養士が栄養管理を行った場合
(II)	100 円 (1 月につき)	経口維持加算 I を算定し、かつ医師、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士が栄養管理に加わった場合
口腔衛生管理加算 (I)	90 円 (1 月につき)	口腔衛生の管理体制を整備し、歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が介護職員に助言及び指導を年 2 回以上実施した場合
(II) (いずれか一つ)	110 円 (1 月につき)	(I)の要件に加え、口腔衛生等の管理に係る内容等の情報を厚生労働省に提出し、フィードバックを受け適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合
療養食加算	6 円 (1 回につき)	医師の指示箋に基づき提供された適切な栄養量及び内容を要する糖尿病食・貧血食等を提供した場合 (1 日につき 3 回を限度)
かかりつけ医連携 薬剤調整加算 (I) イ	140 円 (1 回につき)	入所前の主治医と連携して薬剤を評価・調整した場合 ①医師又は薬剤師が高齢者の薬物療法に関する研修を受講する ②入所後 1 ヶ月以内に、状況に応じて処方内容の変更の可能性を主治医に説明し合意を得ている ③入所前に当該入所者に 6 種類以上の内服薬が処方されていて、施設の医師と入所者の主治医が共同して入所中の当該処方の内容を総合的に評価及び調整し、かつ、療養上必要な指導を行うこと ④入所中に当該入所者の処方の内容に変更があった場合は医師、薬剤師、看護師等の関係職種で情報共有を行い、変更後の入所者の状態等について、多職種で確認を行うこと ⑤入所時と退所時の処方の内容に変更がある場合は変更の経緯、変更後の入所者の状態等について、退所時又は退所後 1 ヶ月以内に当該入所者の主治医に情報提供を行い、その内容を診療録に記載していること
(I) ロ (イ・ロはいずれか一つ)	70 円 (1 回につき)	施設において薬剤を評価・調整した場合 ・かかりつけ医連携薬剤調整加算 (I) イの要件①、④、⑤に掲げる基準のいずれにも適合していること ・入所前に 6 種類以上の内服薬が処方されていた入所者について、施設において、入所中に服用薬剤の総合的な評価及び調整を行い、かつ、療養上必要な指導を行うこと
(II)	240 円 (1 回につき)	(I)イ又はロを算定し、服薬情報等を厚生労働省に提出し、フィードバックを受け適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合
(III)	100 円 (1 回につき)	(I)イ又はロと(II)を算定し、退所時において入所時に比べ 1 種類以上減少している場合
緊急時治療管理	518 円 (1 日につき)	緊急的な治療管理としての投薬、検査、注射、処置等を実施した場合 (1 ヶ月に 1 回、3 日を限度)
所定疾患施設療養費 (I)	239 円 (1 日につき)	肺炎、尿路感染症、帯状発疹、蜂窩織炎、慢性心不全の増悪により治療を必要とする状態となった際、治療管理として投薬、検査等を行った場合 (1 ヶ月に連続する 7 日間を限度)

(Ⅱ) (いずれか一つ)	480 円 (1日につき)	感染症対策に関する研修を受講している医師が、肺炎、尿路感染症、帯状発疹、蜂窩織炎、慢性心不全の増悪により治療を必要とする状態となった際、治療管理として投薬、検査等を行った場合 (1ヶ月に連続する10日間を限度)
認知症専門ケア 加算(Ⅰ)	3 円 (1日につき)	介護を必要とする認知症の入所者の割合が入所者の総数の50%以上で、その入所者に対し専門的な認知症ケアを行った場合
(Ⅱ)	4 円 (1日につき)	(Ⅰ)の要件に加え、認知症介護指導者養成研修修了者を1名以上配置し、認知症ケアの指導、研修計画の作成・実施をした場合
認知症行動・心理症状緊急対応 加算	200 円	認知症行動・心理症状緊急対応加算(医師が、認知症の利用者に対して、緊急に入所が適当と判断した場合 (1ヶ月7日を限度))
リハビリテーションマネジメント 計画書情報加算 (Ⅰ)	53 円 (1月につき)	下記(Ⅱ)の要件に加え、以下の条件を満たす場合 (ア)口腔衛生管理加算(Ⅱ)及び栄養マネジメント強化加算を算定していること (イ)リハビリテーション計画の内容等、口腔、栄養に関する情報を関係職種で相互に共有すること (ウ)共有した情報を踏まえ、リハビリテーション計画または個別機能訓練計画について必要な見直しを行い、見直しの内容について関係職種に対し共有していること
(Ⅱ) (いずれか一つ)	33 円 (1月につき)	医師等が共同し、リハビリテーション実施計画を入所者又は家族に説明し、継続的にその質を管理しており、計画書の内容等の情報を厚生労働省に提出し、フィードバックを受け適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合
褥瘡マネジメント 加算(Ⅰ)	3 円 (1月につき)	褥瘡の発生とリスクを入所時に評価し、医師等が共同して褥瘡ケア計画を作成、管理の実施と定期的な記録をし、3ヶ月に1回、見直しを行い、褥瘡管理に関する情報を厚生労働省に提出し、フィードバックを受け適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合
(Ⅱ) (いずれか一つ)	13 円 (1月につき)	(Ⅰ)の要件に加え、評価の結果、褥瘡の認められた入所者等について、当該褥瘡が治癒したこと、又は褥瘡リスクのある入所者に褥瘡の発生がない場合
排せつ支援加算 (Ⅰ)	10 円 (1月につき)	排せつに介護を要する入所者に、要介護状態の軽減見込みを医師等が3ヶ月に1回、評価を行い、支援計画を作成、支援を実施し、3ヶ月に1回計画を見直し、又、評価結果等を厚生労働省に提出し、フィードバックを受け適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合
(Ⅱ)	15 円 (1月につき)	(Ⅰ)の要件に加え、要介護状態の軽減見込みのある場合で、入所時に比べて改善がみられ悪化がない、又は、おむつ使用ありからなしに改善している場合。又は施設入所時に尿道カテーテルが留置されていた者について、尿道カテーテルが抜去された場合
(Ⅲ)	20 円 (1月につき)	(Ⅰ)の要件に加え、要介護状態の軽減見込みのある場合で、入所時に比べて改善がみられ悪化がない、又は施設入所時に尿道カテーテルが留置されていた者について、尿道カテーテルが抜去された場合。かつ、おむつ使用ありからなしに改善している場合
自立支援促進加算	300 円 (1月につき)	医師が自立支援の為、医学的評価を入所時に行い3ヶ月に1回、評価を見直し、特に自立支援の対応が必要な入所者ごとに、医師等が共同して支援計画を策定、支援計画を実施し、3ヶ月に1回、計画を見直し、又、評価結果等を厚生労働省に提出し、フィードバックを受け適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合
科学的介護推進体制 加算(Ⅰ)	40 円 (1月につき)	入所者の心身の状況等の情報を厚生労働省に提出し、フィードバックを受け、必要に応じてサービス計画を見直すなど、適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合
(Ⅱ) (いずれか一つ)	60 円 (1月につき)	(Ⅰ)の要件に加え、疾病状況や薬剤情報等を厚生労働省に提出している場合
安全対策体制加算	20 円 (入所時1回)	安全対策の研修を受けた担当者が配置され、安全対策を実施する体制が整備されている場合

生産性向上推進体制加算 (Ⅰ)	100 円 (1 月につき)	介護現場における生産性の向上に資する取組の促進を図る観点から、介護ロボットや ICT 等のテクノロジーの導入後の継続的なテクノロジーの活用を支援するため、入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で見守り機器等のテクノロジーを 1 つ以上導入し、生産性向上ガイドラインの内容に基づいた業務改善を継続的に行うとともに、一定期間ごとに、業務改善の取組による効果を示すデータの提供を行った場合 ・下記(Ⅱ)の要件を満たし、(Ⅱ)のデータにより業務改善の取組による成果が確認されていること ・見守り機器等のテクノロジーを複数導入していること ・職員間の適切な役割分担の取組等を行っていること ・1 年以内ごとに 1 回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供を行うこと
(Ⅱ)	10 円 (1 月につき)	・利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っていること ・見守り機器等のテクノロジーを 1 つ以上導入していること ・1 年以内ごとに 1 回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供を行うこと
サービス提供体制 強化加算 (Ⅰ)	22 円 (1 日につき)	介護職員総数のうち介護福祉士の占める割合が 80% 以上の場合、又は、介護職員総数のうち勤続 10 年以上の介護福祉士の占める割合が 35% 以上の場合
(Ⅱ)	18 円 (1 日につき)	介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が 60% 以上の場合
(Ⅲ) (いずれか一つ)	6 円 (1 日につき)	介護職員総数のうち介護福祉士の占める割合が 50% 以上の場合、又は、介護職員総数のうち勤続 7 年以上の介護福祉士の占める割合が 30% 以上の場合、又は常勤職員が 75% 以上の場合
介護職員処遇改善加算 (Ⅰ)	「(1) 基本料金及び各種加算料金」において該当する料金を 1 月あたりで合算し、その合算額の 1000 分の 75 に相当する金額	
介護職員処遇改善加算 (Ⅱ)	「(1) 基本料金及び各種加算料金」において該当する料金を 1 月あたりで合算し、その合算額の 1000 分の 71 に相当する金額	
介護職員処遇改善加算 (Ⅲ)	「(1) 基本料金及び各種加算料金」において該当する料金を 1 月あたりで合算し、その合算額の 1000 分の 54 に相当する金額	
介護職員処遇改善加算 (Ⅳ)	「(1) 基本料金及び各種加算料金」において該当する料金を 1 月あたりで合算し、その合算額の 1000 分の 44 に相当する金額	

〈食費及び居住費〉

区 分	料金(日額)	内 容
食 費	1,850 円	食材料費・調理費等
居 住 費	個 室 2,343 円	室料・光熱水費相当
	多床室 662 円	光熱水費相当

〈その他の費用〉

区 分	料金(月額)	備 考
日常生活品費	153 円	石鹸・シャンプー・ティッシュペーパー・お茶・おしぼり・バスタオル等、入所者の皆様が日々共通で使用するものの費用
教養娯楽費	102 円	レクリエーション等の材料費・教養関係費用等
クリーニング代	実 費	
テレビ賃貸料	122 円	(レンタル料 60 円・電気料金 62 円) 原則として施設のテレビをご覧ください。
電化製品持込料 (消費税含む)	62 円	1 点につき 1 日あたり (テレビは除く)
美 容 代	実 費	月 1 回実施
インフルエンザ予防接種料	実 費	
文 書 料 1 通当たり (消費税含む)	5,500 円	診断書 (保険・年金・生命保険等)
	3,300 円	情報提供書 (紹介状)
	3,300 円	補装具・車椅子交付・修理意見書
	550 円	文書等 (写し)・領収書 (写し)

\*オムツは基本料金に含まれています。オムツ等の補充については必要ありません。